

☆憲法改正草案七つの不安

自民党憲法改正草案は、沢山の問題を含んでいます。私たちが浜松市憲法を守る会が最も心配する事を七つにまとめてみました。

①【前文】（現）「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする事を決意」→これがばつさり削られ「国民統合の象徴である天皇を戴く国家」が前面に現れました。戦争の反省が後退し戦前の国家主義が見えてきます。

②【天皇・国歌・国旗・元号】象徴と言いながら天皇を元首（国の代表）とし、国旗と国歌を義務づけ、年号は世界の流れに逆行した元号（天皇を基底にした年号）にしています。天皇が前に出てきて民主主義が後退しています。

③【戦争放棄】現九条タイトル「戦争の放棄」が削除され、「安全保障」にかわり国防軍を持つとなりました。一応「戦争の放棄」は謳われていますが「自衛権の発動」は別だと言います。一見正論に聞こえますが、「これは自衛の戦争だ！」と言えさえすれば、戦争の放棄は骨抜きになります。

④【国の宗教活動】（第二〇条）現行条文に「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」を追加しました。「これは社会的儀礼だ、習俗的行為だ」と言えば、国・行政の公人が宗教行事に参加し、結果として特定の宗教を優遇する事につながります。

⑤【個人の権利・義務】一三条の「個人の尊重」において「個」という文字が削られました。抽象的な人間尊重にとどまり、個性の大切さ、個人の自由などが後退しています。個人の自由が制限される一方、公益・公の秩序が頻繁に出でて、それに従う義務が強調されています。

⑥【表現の自由】二一条。ここでも公益・公の秩序が登場します。問題はその解釈です。何でもないデモや、ネット上の発言でも、「それは公益・公の秩序に反する」と断定されると禁じられます。今までなかった制約がかけられようとしています。

⑦【憲法の改正手続き】現憲法では憲法改正の発議は国会議員の3分の2以上の賛成が必要となっていますが、草案では2分の1になっています。普通の法律並みになり、立憲主義（憲法が権力の暴走を縛るもの）の主旨が消滅してしまいます。また改憲しやすくなるため、政権交代の度に前政権への意図返しで改憲合戦になり、憲法の尊厳はまるでなくなります。★最も危険な改正です。

二〇一三年六月九日（日） 第五五六回憲法を守る平和行進
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

★6・18浜松大空襲と平和憲法を心に刻む会（当会主催）のご案内
6月18日（火）18時30分から、遠州教会にて一九四五年のこの日の体験談を聞き、平和憲法について語り合う会があります。どうぞご参加下さい。

〔憲法前文抜粋〕

【現行前文】

政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意

【自民草案】

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家